

令和3年度の特典処遇改善加算の支給について

社会福祉法人 クローバー会

◆支給基準となるルール

Aグループ⇒月額 21,000 円

勤続10年以上勤務者(前職の福祉・介護職員勤務年数を含む)で技能・経験と資格(介護福祉士・社会福祉士・精神福祉士・保育士及び現在、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の職に就いてる者)で、正職員及び準職員であり週30時間以上勤務している者

※10年以上の経験がある者が資格を取得した場合、登録証を持参した翌月からAグループ21,000円を支給するものとする。

Bグループ⇒月額 12,000 円

勤続10年未満の勤務者で、グループA以外の福祉・介護職員資格の有無は問わない。正職員及び準職員であり週30時間以上勤務している者

Cグループ⇒月額 6,000 円

福祉・介護職員以外の職員(事務員・看護師・栄養士)
正職員及び準職員であり週30時間以上勤務している者
賃金の年額が440万円以上の者は対象外
相談支援専門員は対象外